

No.	意見者	該当資料	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	対応
3-1	牧委員	2-1	8	2 公共施設等のバリアフリー化の促進	「公共施設などのバリアフリー化の推進について 消防署のほか、市役所(バス停などから3方向坂道である・グリーンバス経由、エレベーター設置)流山警察署(工事改修中ですがエレベーター新設しないという噂あり)公民館・福祉会館の総点検をして頂きたい。	公共施設のバリアフリー化の部分については、管理者がすでに把握しており、予算と施設の管理・維持等の計画の中で対応していく予定です。バリアフリー化が困難な箇所については、合理的配慮にて対応を考えております。
3-2	牧委員	2-1	16	2 権利擁護の推進	「成年後見制度とは」についてこの制度は、「市民」「法定」とありますが、どちらか両方か、正確に記述してください。	判断能力が低下した方の財産保護や身上監護を行うことを目的としているため、「市民」又は「法定」については、厳密に区別を考えておりません。その方の状況に応じて、手段を選択してまいります。
3-3	濱田委員	2-1,2-2	全般	全般	「障害者」の表記についてです。昨今、都道府県や市長村単位であります「障害者」の表記を「障がい者」と「害」を「がい」と表記するところがあります。流山市ではそういった話を出たいないのでしょうか？(野田市は平成29年から表記を変えています) そもそも「害」は「碍」とされていたところに「碍」が常用漢字でなくなったために便宜上読みが同じ「害」という字を当てはめたいです。「害」という言葉はマイナスをイメージしてしまうと思います。 単なる言葉遊びと思われる方もいるかもしれませんが、障がいを持っておられる方々に対し私たちが配慮する姿勢を示すのも合理的配慮ではないかと思っております。	障害者団体の皆様からいただいた意見としては漢字と平仮名のどちらでもよく、市民の人たちに障害者障害者を理解してほしいとのことでした。市としても法律に合わせ漢字表記としたいと考えています。
3-4	濱田委員	2-1,2-2	全般	全般	・高齢者支援計画と比べ障がい者の計画は読みにくいと思います。高齢者支援計画は字をマルゴシックで書かれ、図や絵なども挿入されています。一方、障がい者の計画は字と数字だけで「誰が見るのか」と思いました。 もしかしたら、そもそも国が制度などの周知等に力を入れていないせいもあるのかとも思いますが、障がい者の方の計画こそ誰が見てもわかりやすくする必要があるのでないでしょうか。その結果が「障害者差別解消法」の認知度が低い証左ではないかと思っております。	市民の皆様の必要な情報に絞り内容を充実させたものです。
3-5	山田委員	2-2	3	(4)地域共生社会の実現に向けた取組	・1行目について第6期？	誤字のため修正します。
3-6	山田委員	2-2	3	(4)地域共生社会の実現に向けた取組	・中段「地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します」とか、また、「縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む・」について「高齢者支援計画」同様積極的発言でその通りで同感ですが、高齢者支援計画では、第4期地域福祉計画の策定においてその実現に向けた分野横断的方向性を検討していくと記載されている。 当計画にはこの点は記述されていないが、上位計画である「地域福祉計画」との関連を記述した方が「高齢者支援計画」との統一調和が取れるのではと思っております。	地域福祉計画との関連について記載するか検討します。